

議 事 録

1 日時

令和5年3月28日（火）
午後6時～午後6時26分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司
委員 藤本 禎男
委員 森崎 陽子
委員 波床 昌則
委員 石元 和代

【事務局職員】

教育局長	天野 忠和	教育学習部長	河嶋 健
学校教育部長	岡本 友尊	教育政策課長	腰前 敏典
生涯学習課長	松下 行男	青少年課長	鷺山 宏和
読書活動推進課長	井上 豊英	学校支援課長	岩本 信哉
学校教育課長	前北 博文	教育研究所長	須佐 宏
保健給食管理課長	福井 博之	教育施設課副課長	八牟禮 敏之
教育政策課総務政策班長	土井 康成	教育政策課職員班長	藤村 拓也
教育政策課企画員	久保 映子		

4 開会宣示

阿形教育長が、開会を宣示。

5 教育委員の再任について

阿形教育長

まず初めに、本日、令和5年3月28日付けで任期が満了する森崎教育委員の再任について、去る令和5年2月定例市議会で同意が得られておりますことをご報告させていただきます。また、令和5年3月29日からの任命発令にかかる辞令交付式が本日執り行われましたことを合わせてご報告いたします。

森崎委員には、再任後も引き続き、本市教育委員として、よろしく願いいたします。

森崎委員

よろしく願いいたします。

6 議事録

3月教育委員会定例会の議事録を承認。

7 署名委員指名

署名委員に森崎委員を指名。

8 報告及び議案

阿形教育長

本日は報告が1件、議案が5議案となっています。

議案第43号については、会議規則第5条第1号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

異議なしと認めて、議案第43号については、秘密会とします。

報告第13号 2月定例市議会について

阿形教育長

それではまず初めに、報告第13号「2月定例市議会について」の報告をお願いします。

河嶋教育学習部長

それでは報告第13号、2月定例市議会についての概要を報告させていただきます。

和歌山市議会2月定例会は、令和5年2月20日月曜日から同年3月16日木曜日まで、会期25日間で開催されました。3月1日に代表質問、3月2日から同月7日までの間に一般質問が行われ、代表質問で6名、一般質問で13名の議員が質問されました。代表質問では、1名の議員から教育委員会に対し、食と農について質問があり、1名の議員から教育委員会にも関連する質問がありました。また、一般質問では、教育委員会に関連して、5名の議員から若者の支援、給食、GIGAスクール構想、読書の推進、中央卸売市場及び南用地、教育行政及び奈良県川上村との連携、取組について質問がありました。質問の要旨並びに市長、教育長及び教育局長の答弁については、前もって資料として送付させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

また、経済文教委員会の教育委員会の審査は、2月21日火曜日と3月10日金曜日に行われました。2月21日の審査では、令和4年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）、同補正予算（第11号）と同補正予算（第12号）、それと和歌山市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてご審議いただきました。一般会計補正予算（第10号）での増額補正の主なものは、市立和歌山高等学校における寄附金活用による野球グラウンドの照明設備の整備などです。また、債務負担行為の補正は、令和4年12月議会で設定した和歌山市民図書館及び

コミュニティセンター図書室の運営に係る図書館システムの整備のための債務負担行為を国費の獲得に向けた計画に変更するため、廃止するものです。地方債補正は市立和歌山高等学校における寄附金活用による野球グラウンドの照明設備の整備の増額に伴うもののほか、事業費確定による減額補正などです。

一般会計補正予算（第11号）は、国補正に伴うもので、増額補正の主なものは、小学校5校、中学校3校における校舎等の予防改修、小学校6校、中学校4校におけるトイレ改修、小学校4校、中学校3校、幼稚園1園における空調設備設置、小学校6校、中学校3校におけるLED設置及び三田小学校における給食室空調の改修工事です。地方債の補正は、それらの事業の増額補正に係る市債の増額分です。

一般会計補正予算（第12号）は、繰越明許費で、繰越しする事業の内容は市立和歌山高等学校の野球グラウンドの照明設備設置、小中学校、幼稚園に係る国補正に伴う予防改修、トイレ改修、空調設備の設置・改修及びLEDの設置と（仮称）地域交流センター既存施設の解体撤去に係る費用を繰り越すものです。

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年4月1日から休校中の和歌山市立安原小学校吉原分校を住民との協議を踏まえ、令和5年3月31日付けで廃校とするため、同条例の別表から同吉原分校を削除するものです。

次に、3月10日の審査では、令和5年度和歌山市一般会計予算及び和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてご審議いただきました。教育委員会関連の令和5年度当初予算における主なもので新規・拡充事業としましては、経済的な理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の家庭に対して行っている就学援助について、保護者のさらなる負担軽減を図るため支給額を引き上げる就学援助交付事業、児童生徒の読書活動を推進するため、学校司書を増員し、学校図書館を活用した学習活動の充実を図る学校図書館充実事業、オーガニック給食推進のため、オーガニック食材を利用した給食を小規模校で試験的に実施し、農業従事者、納入業者、学校現場での課題等を洗い出し、今後の方針を検討するオーガニック給食推進事業、（仮称）和歌山市中学校給食センター整備運営事業における事業者の選定に向け、業務実施上必要となる調査・検討及び資料作成等の業務を委託する中学校給食センター整備運営事業に係るアドバイザー事業、寄贈していただいた東京の自宅にある有吉佐和子氏の蔵書を市民図書館において利用者に供するため、必要な整備やデータ登録等の図書整備を実施する図書館管理運営事業、和歌山市民図書館及びコミュニティセンターの図書室の運営に係る図書館システムを整備する図書館システム整備事業です。

新型コロナウイルス感染症対策事業としましては、ハイフレックス授業に対応するため、各授業教室等に教員用のGIGAスクール端末を整備する学校ICT環境設備整備事業、新型コロナウイルス感染症の影響等の長期化による物価高騰により、給食食材の値上げが継続されている状況において、保護者負担軽減のために給食費の値上がり分を支援する学校給食費支援金事業、感染症対策として、幼稚園の職員用及び園児用のトイレの洋式化を行い、衛生環境の改善を図る幼稚園管理事業、感染症対策として、若竹学級の空調を更新する放課後児童健全育成

事業、コロナ禍においても生涯学習を推進するため、南コミュニティセンターの図書室にWi-Fi環境を整備するコミュニティセンター管理運営事業です。

債務負担行為については、令和6年度から令和7年度までの期間で、中学校給食調理等の業務委託を行うために必要な経費を設定するものと、令和6年度から令和10年度までの期間で、和歌山市民図書館及びコミュニティセンター図書室の運営に係る図書館システムに必要な経費を改めて設定し直すものです。

和歌山市コミュニティセンター条例の一部改正は、南コミュニティセンターの機能強化や利用者の利便性向上を図るため、図書室等を新設することにしたことに伴う所要の改正です。

また、この日の経済文教委員会で5件の報告を行いました。附属機関の会議の開催に係る3件、和歌山市民図書館の管理及び和歌山市中央卸売市場南用地の利用の合わせて5件の報告です。

審議の結果、全ての議案は可決されました。以上が、市議会2月定例会の概要となります。

阿形教育長

ありがとうございました。

ただいま、河嶋部長から2月定例市議会についての報告をいただきましたが、何かご質問等はありませんか。

特にないでしょうか。皆さんにご審議いただいた当初予算等については全て可決していただいておりますので、また4月以降実施してまいりたいと思いますので、ありがとうございました。

議案第39号 和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について

阿形教育長

それではこれより議事に入ります。

まず、議案第39号「和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について」の説明をお願いします。

腰前教育政策課長

それでは、議案第39号、和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦についてご説明します。

議案資料の2ページをご覧ください。和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦を求める市長から教育長への依頼文です。依頼文にあるとおり、和歌山市子ども・子育て会議委員は、和歌山市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援に関する施策、計画等についてご審議いただくもので、今回の依頼は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの任期のものとなります。現在、この和歌山市子ども・子育て会議委員については、森崎委員に就任いただいております。森崎委員については、ひとまず、本日付け、教育委員の任期が満了しますが、先ほど教育長からもお話があったとおり、先の2月市議会で任命の同意が得られており、再任されることとなっています。よって、事務局案と致しましては、議案資料1ページのとおり、和歌山市子ども・子育て会議委員を再度、森崎委員にお願いできないかと考えております。説明は以上です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

阿形教育長

ありがとうございました。

何かご質問等はございませんか。

ないようですので、それではただいまの議案第39号について、採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは原案どおり承認します。

森崎委員、またよろしく申し上げます。

森崎委員

先ほどから微力で本当に申し訳なく思っております。ただ、この子育て支援は認定のほうで大事な案件になりますので、できるだけ精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議案第40号 和歌山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止について

議案第41号 和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

議案第42号 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

阿形教育長

続いてですが、議案第40号、第41号及び第42号は、いずれも地方公共団体の機関における個人情報の取扱い等について、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が直接適用されることに伴い、議案第40号は規則の廃止、議案第41号、第42号はそれぞれ規則、規程の一部改正をするものですので、一括して説明をお願いします。

腰前教育政策課長

議案第40号から議案第42号までにつきまして、一括してご説明いたします。

まず初めに、議案第40号、和歌山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止につきまして、ご説明いたします。資料1ページをご覧ください。廃止の趣旨は、地方公共団体の機関における個人情報の取扱い等について、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が直接適用されることに伴い、現行の和歌山市個人情報保護条例が廃止されることから、同条例で定めなければならないとされている個人情報保護管理責任者を定めた本規則の廃止を行うものです。資料3ページをご覧ください。現行の規則になります。個人情報保護管理責任者を定めるための規則となっており、当該規則の廃止を行うものです。議案40号の説明は以上です。

続きまして、議案第41号、和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。資料1ページをご覧ください。改正の趣旨は二つございます。一つ目は、前議案の趣旨でもご説明しましたが、個人情報保護に関する法律が直接適用されることに伴っ

て、同法第75条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行令第21条第1項、第3項又は第4項の規定により個人情報ファイル簿の作成若しくは修正又は個人情報ファイルの削除をしなければならなくなったため、所要の改正を行うものです。二つ目は、要綱を制定し、改正し、又は廃止することについて、制定、改正及び廃止の別を明文化した規定とするための改正を行うものです。資料3ページ、4ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明します。事項順にご説明します。まず、事項5「要綱を制定し、改正し、又は廃止すること。」のうち、制定、重要な改正及び廃止については教育長の決裁事項とし、かつ指定合議先を教育政策課長とし、軽易な改正については局長の専決事項とする改正を行うものです。次に共通決裁事項23「個人情報ファイル簿の作成若しくは修正又は個人情報ファイルの削除をすること。」の事項を加える改正を行うものです。議案第41号の説明は以上です。

続いて、議案第42号、和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。改正の趣旨は、前2議案と同様、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が直接適用されることに伴い、和歌山市個人情報保護条例が廃止され、条例を根拠とする規定について、所要の改正を行うものです。資料3ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明します。第43条第1項第5号において条例を根拠とする規定を法を根拠とする規定に改めるものです。次に、第43条第1項及び同条同項第5号において、条番号等を改める字句修正をするものです。議案第42号の説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

阿形教育長

ありがとうございました。議案第40号、第41号及び第42号一括しての説明でした。

何かご質問等はございませんか。

特にないでしょうか。

それでは議案第40号、第41号及び第42号について、それぞれ採決を行います。

ではまず議案第40号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは原案どおり承認します。

続いて議案第41号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは原案どおり承認します。

続いて議案第42号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

特にないようですので、秘密会に入ります。

傍聴人の方は申し訳ありませんが退出をお願いします。

9 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

議案第43号 人事案件について

『非公開』